＜兵庫県中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金申請用＞　（様式第２号）

誓　約 ・ 同　意　書

兵庫県中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金（以下「兵庫県中小企業等一時支援金」という）を申請するにあたり、下記について誓約・同意します。

記

１　暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員に該当しません。

２　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に掲げる者(※)に該当しません。

※以下の者を指します。

⑴　暴力団員（条例第２条第３号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第９条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

⑵　暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

⑶　次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

ア　自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団（条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用する行為

イ　暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

ウ　ア又はイに掲げるもののほか､暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる

行為

３　公益財団法人ひょうご産業活性化センターが兵庫県を通じることにより､又は､兵庫県が､上記１､及び２を確認するため必要な事項を兵庫県警察本部長に照会する場合があります。それについて同意します。

４　申請内容に虚偽が判明した場合は、兵庫県中小企業等一時支援金の全額を返還します。なお、返還がなされない場合に公益財団法人ひょうご産業活性化センターまたは兵庫県が銀行等金融機関に資産状況の報告を求めることに同意します。

５　申請内容について、公益財団法人ひょうご産業活性化センターまたは兵庫県から問い合わせ、現地調査、是正のための措置の求めがあった場合は、誠実にこれに応じます。また、申請内容に不備があり兵庫県中小企業等一時支援金事務局が指定する期日までに不備が修正されない場合は支援金が支給されないことに同意します。

６　兵庫県中小企業等一時支援金の支給事務を処理するために必要な範囲で、申請書類及び添付書類に記載された情報を利用することを承諾します。また、当事業で得た情報を兵庫県その他の官公署に提供及び照会することに同意します。

７　提出した申請書類が返却されないことに同意します。

令和　　年　　月　　日

　　　公益財団法人ひょうご産業活性化センター　理事長　様

　　　兵　庫　県　知　事　　　　　　　　　　　　　　　様

所在地

名称・商号

代表者職・氏名

電話　　　　　　　（　　　　）　　　－　　　番

電子メール